

## 事前相談から使用開始までのながれ（例）

危険物施設を設置（変更）しようとするときには、事前に申請を行い、佐久広域連合長の許可を受けることが必要です。設置（変更）工事が終了し、完成検査済証を受領後に使用することができます。下記のフロー図を参考に、事前相談を行ってください。

### 1 事前相談

□ 設置（変更）する危険物施設の概要がわかる資料（建築物、危険物の種類・量など）、平面図等の資料を持参してください。

### 2 設置（変更） 許可申請

□ **消防本部予防課危険物係**に申請してください。  
□ 危険物等設置（変更）許可申請書は添付書類を含め**正副2部**必要です。  
□ 申請に**手数料**が必要です。現金でおつりがないようにしてください。

### 3 許可の審査

□ 申請された書類が、消防法令で定める基準に適合しているか書類審査を行います。必要に応じて書類の訂正、追加等を求めることがあります。（標準処理期間は土、日、祝日及び年末年始の休日並びに書類訂正期間を除く、設置許可申請：**21日間**、変更許可申請：**14日間**）

### 4 許可 （許可書の交付）

□ 審査の結果、適合していれば佐久広域連合長から許可書が交付されます。（不適合の場合、許可書交付に至らないこともあります。）  
□ **許可書を受領後**に設置（変更）工事に着手することができます。

### 5 工事開始

□ 地下タンクの据付など中間検査が必要となる場合もあります。日程や検査方法は担当者と事前に調整してください。  
□ 工事完了後、完成検査申請書（**正副2部必要**）を**消防本部予防課危険物係**に**手数料**と併せて申請してください。

### 6 完成検査

□ 許可された内容のとおり施工できているか完成検査を実施します。  
※完成検査を実施後、すぐに使用することはできません。

### 7 完成検査済証 の交付

□ **完成検査済証を受領後**に、危険物施設を使用することができます。